

殺虫剤

登録番号 第9783号

トモノールS

(マシン油乳剤)



- 有効成分 マシン油 97.0%
- 性状 淡緑色透明可乳化油状液体
- 毒性 普通物
- 有効年限 5 年
- 危険物表示 第4類第三石油類
- 包装 10ℓ×2缶/ケース 20ℓ缶入り
- 化管法 ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(1種) 1.4%

【特 長】

1. 高級潤滑油を原料に開発した高度精製マシン油乳剤です。
2. 抵抗性ハダニ類にも高い効果があります。
3. 浸透性に優れ、粗皮下、樹皮の割れ目などで越冬する害虫にも高い効果があります。
4. 日本農林規格 有機農産物 (JAS1605:2024) の附属書 B (規定) 表 B.1 に適合する農薬です。

【適用病害虫と使用方法】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 (倍)	使用液量 (10a当り)	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	マシン油を含む農薬の総使用回数
かんきつ	カイガラムシ類 ハダニ類	60~80	200~700ℓ	12~3月	-	散布	-
	ハダニ類	100~200		4~5月			
	ヤノネカイガラムシ幼虫 ハダニ類			夏期			
りんご	ハダニ類			25			
		50		芽出直前直後			
		100		展葉期 (発芽後2週間まで)			
		200		展葉期 (発芽後3週間まで)			
なし	カイガラムシ類	25~50		発芽前			
	ハダニ類						
もも ネクタリン かき	ハダニ類及び越冬卵						
	カイガラムシ類						

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 (倍)	使用液量 (10a当り)	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	マシン油を 含む農薬の 総使用回数
うめ	カイガラムシ類	25～50	200～700ℓ	発芽前			
すもも		20～50					
小粒核果類 (うめ、すもも を除く)		50					
キウイフルーツ		30					
びわ		100					
きゅうり	うどんこ病 ハダニ類	200	100～300ℓ	-	-	散布	-
いちご すいか すな	ハダニ類	100～150					
茶	クワシロカイガラムシ	50～100	1000ℓ	5～9月	-	散布	-
		100～150		10～3月			
	チャトゲコナジラミ	100～150	200～400ℓ	5～9月			
		50～100		10～3月			
		100～150		5～9月			
カンザワハダニ チャノナガサビダニ	50～150		10～3月				
桑	クワシロカイガラムシ	30	50～200ℓ	12～3月			
	クワシロカイガラムシ 若齢幼虫	50～60		5～11月			

適用農薬名	作物名	使用方法
ベノミル剤	なし	本剤でベノミル剤を20倍に希釈し、塗布する

【使用上の注意】



1. 使用量に合わせて薬液を調製し、使いきってください。
2. 散布の際はマスク、手袋などをして散布液を吸い込んだり、多量に浴びたりしないように注意し、作業後は顔、手足などの皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをしてください。
3. 高温時の散布では薬害を生じやすいので、散布は日中をさけ朝夕の涼しい時に所定濃度範囲の低濃度で行ってください。
4. 散布直後の降雨は、効果が低下するので、特に冬季散布においては、好天の続く時に使用してください。
5. 調製した薬液は速やかに散布してください。
6. 石灰硫黄合剤、ボルドー液などのアルカリ性薬剤やジチアノン剤、TPN剤及び銅剤との混用はさけてください。
7. かんきつに使用する場合は下記の事項に注意してください。
 - ① 散布後、葉（特に旧葉）に油浸斑を生じることがありますが日数の経過に従って、消失し、落葉を助長することはありません。但し、かんばつ等で樹勢が弱っている場合には散布しないでください。
 - ② ジチアノン剤との近接散布は果実に薬害を生じる危険があるのでさけてください。
 - ③ 3月に使用する時は、なるべく早めに散布してください。この場合、石灰硫黄合剤の散布はさけてください。
 - ④ ジストエート剤との混用はヤノネカイガラムシ第1世代防除時期には、樹勢により落葉を助長することが

あるのでさけてください。

- ⑤4～5月の使用は、12～3月にマシン油乳剤等の使用されない場合のミカンハダニの防除に使用してください。
8. 茶の5～9月の使用は、摘採直後の幼虫発生期に行い、摘採前4週間は使用しないでください。
9. 桑に使用する場合には、発芽後の散布は葉害を生じるので、冬期又は夏切直後に使用してください。
10. クワシロカイガラムシ対象の場合は、散布量を十分にし、樹幹がよくぬれるように散布してください。特に茶は株元に十分かかるように散布してください。
11. りんごに使用する場合、芽出し直後の散布は時期を失しないようにしてください。遅れて散布すると、葉の周囲が褐変することがあるので、使用濃度に注意してください。
12. 果菜類に使用する場合 は下記の事項を守ってください。
- ① 幼苗期の散布は葉害を生じるおそれがあるのでさけてください。また、連続散布する場合の散布間隔は7日以上あけるとともに、過度の連用はさけてください。
- ② 収穫間近に散布すると、果実にオイル光を生じることがあるので留意してください。
- ③ ハダニ類に対しては速効性が不十分であり、また、1回散布では効果が不十分であるので、なるべく発生初期に7～10日間隔でくり返し散布してください。
- ④ うどんこ病に対しては、病害の発生前～発生初期から7～10日間隔でくり返し散布してください。発病後の1回散布では十分な効果は得られないので注意してください。
- ⑤ いちごに使用する場合、急激な気温上昇時は、がく焼けを助長するので使用をさけてください。また、軟弱苗や異常高温時は葉害を助長するので使用をさけてください。他剤との混用及び近接散布は葉害が生じ易くなるおそれがあるので、さけてください。
- ⑥ すいかに使用する場合、着果後の散布は果実の外観を悪くすることがあるので、所定濃度範囲の低濃度で使用するか、なるべく果実にかからないように散布してください。
13. すももに使用する場合 は、高濃度での散布は葉害を生じるおそれがあるので所定濃度で使用してください。
14. 自動車などの塗装面に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意してください。
15. 使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意してください。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に初めて使用の場合は、使用者の責任において事前に葉害の有無を十分確認してから使用してください。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けてください。
16. 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用してください。
17. 使用残りの葉液が生じないよう調製を行い、使いきってください。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないでください。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理してください。
18. 危険物第4類第三石油類に属するので火気には十分注意してください。
- ※ 農業用マルチに散布液がかかると変形するおそれがあるので散布液がかからないよう注意してください。

【貯蔵上の注意】

火気をさけ、食品と区別して、直射日光が当たらない低温で子供の手の届かない場所に密栓して保管してください。